

【別紙】

くじ抽選の方法について

会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者が 2 人以上いる場合は、次の方法によりくじ（抽選）で落札者を決定する。

1 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備え、入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の数字「000～999」を記入する。

なお、当該入札書のうち、くじ番号の記載がない者があるときは、当該入札に関係のない職員が、「くじ番号」用のくじ（0～9）を用いて、百の位、十の位、一の位の順で、引いた番号を記載するものとする。

2 くじの手順

(1) 鳥取県競争入札参加資格者名簿に登録されている業者コード（業者コードの前にあるアルファベットは除く）の小さいものから順に「抽選番号」（0、1、2、3・・・）を付与する。

例) 対象となる者が 2 者の場合：付ける番号は 0、1

対象となる者が 3 者の場合：付ける番号は 0、1、2

(2) 入札書（失格者が提出したものを除く。）に記載された 3 桁の「くじ番号」を合計する。

(3) (2) により合計した数値をくじ引きの対象となる入札参加者の数で割り、余りを求める。

割り切れた場合は 0 とする。

(4) (1) により付けた番号と (3) により算出された余りが一致した者を落札者とする。

<例>くじ対象者が 3 者の場合

(1) 鳥取県競争入札参加資格者名簿に登録されている業者コードの小さいものから順に「抽選番号」（0、1、2、3・・・）を付与する。

業者名	任意のくじ番号	業者コード	抽選番号
A社	123	00109	0
B社	078	02103	1
C社	349	14291	2

(2) くじ番号の和を求め、くじ対象者数で除算し、余りを算出する。

(A社) (B社) (C社)

123 + 078 + 349 = 550

550 ÷ 3 (者)・・・ 余り 1

(3) 落札者の決定（余り＝抽選番号）

業者名	抽選番号	落札者
A社	0	
B社	1	○
C社	2	